

第

4576
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 9月25日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 中小会計要領の活用

Q：中小会計要領ができたそうですが、これを使うと何かメリットがあるのですか？

A：決算書の信頼性が向上して、融資の面でメリットが出たりします。

【解説】

中小会計要領とは、「中小企業の会計に関する指針」に比べて簡便な処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されたもので、平成24年2月1日に公表されたものです。

中小会計要領を活用しますと、決算書の信頼性が向上し、①自社の財務状況が明らかになり、投資判断、経営改善等が的確にできるようになる、②金融機関や取引先から信頼され、スムーズな資金調達や取引先拡大につながるといったメリットを享受することができます。

また、金融面でも次のような優遇策が用意されています。

- ①「中小企業会計活用強化資金」融資制度
中小会計要領に準拠した計算書類の作成及び期中における資金繰り管理等の会計活用を目指す中小企業に対し、優遇金利（基準利率▲0.4%）で貸付を行う制度が創設されています。
- ②「会計関連融資制度」の拡充
中小会計要領を適用している小規模企業に対して利率が▲0.2%優遇されます。

